

○点検の結果に係る報告

(平成 15 年 11 月 18 日消防告示第 1 号)

改正経過 平成 18 年 2 月 消防告示第 3 号

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 2 第 1 項に規定する点検の結果に係る報告は、次に定めるところによる。

1 第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検の結果に係る報告

(1) 防火対象物点検票（その 6）

条例第 3 章関係 様式第 1 号

(2) 防火対象物点検票（その 7）

条例第 4 章第 1 節関係 様式第 2 号

(3) 防火対象物点検票（その 8）

条例第 4 章第 2 節関係 様式第 3 号

2 条例第 5 章の関係に係る点検票

平成 14 年 11 月 28 日付消防庁告示第 8 号に定める別記様式第 2 の点検票（その 4）及び（その 5）を準用する。この場合において、（その 5）中「令第 32 条の適用」とあるのは、「条例第 42 条の適用」と読み替えるものとし、条例第 5 章の規定に基づき消防用設備等が設置されている場合にあつては、（その 4）状況及び措置内容欄に「条例設置」と記入すること。

様式 略

附 則 平成 18 年 2 月 14 日 消防告示第 3 号

この告示は、公布の日から施行する。